

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年9月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 2400284 号
厚生局事案番号：関東信越（国）第 2400007 号

第1 結論

平成 7 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 39 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 7 年 4 月から同年 9 月まで

ねんきん定期便の年金記録において、平成 7 年 1 月から同年 3 月までは国民年金保険料の全額免除記録となっているが、同年 4 月から同年 9 月までは未納記録となっている。まだ就職しておらず、請求期間も免除記録となっていないとおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は無職で、自身が世帯主となり、A 市（現在は、B 市）の実家に両親とともに生活し、A 市役所において、国民年金保険料の申請免除の手続を行ったとしている。

しかしながら、オンライン記録（被保険者記録照会〔備考〕）において、「7 年度免除却下」と記載されていることから、請求者は請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったが、却下されていたことが認められる。

また、B 市から提出された請求者に係る国民年金に関する納付記録画面においてオンライン記録と同様に請求期間は未納となっており、免除履歴画面において請求期間に係る免除記録はないことが確認できる。

さらに、B 市は、免除の申請日、却下決定日、その理由等は当時の記録が残っていないため不明であり、当時の課税資料は保管していない旨回答又は陳述している上、日本年金機構は、平成 7 年当時の申請免除に係る申請用紙は残っていない旨回答していることから、年金記録の訂正につながるような資料を得ることはできなかった。

なお、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 90 条において、国民年金保険料の申請免除は、被保険者からの申請に基づき、免除基準に該当するときは、保険料を納付することを要しないものとすることができます旨規定されており、日本年金機構は「被保険者の属する世帯の世帯主若しくは被保険者の配偶者の所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税

額」、「被保険者、世帯主及び被保険者の配偶者のいずれにも、その年度分の市町村民税が賦課されていない」等の基準（昭和49年1月28日府保発第2号）に基づき審査していたとしているところ、B市の回答によると、請求者はC氏（昭和9年生）を世帯主として平成6年9月10日から平成7年10月26日までの期間において国民健康保険に加入していたことから、請求期間当時、請求者自身は無職であったとしているが、請求者が属する世帯の世帯主の所得等が免除申請にあたって審査対象となったと考えられる。

このほか請求者が請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料の納付を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200316 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2400048 号

第1 結論

平成 29 年 6 月 1 日から令和 2 年 8 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 6 月 1 日から令和 2 年 8 月 1 日まで
② 令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 日まで

請求期間に勤務していた A 社の給与の一部について、B 社及び事業主からの役付手当とされ、分散支給された。この手当は、社会保険や税金の控除の対象とならず、結果として実際に支給された給与より A 社における標準報酬月額が低くなってしまっている。B 社及び事業主から支給された手当を A 社の給与に含め、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は支給元が B 社の平成 31 年 1 月分から令和元年 7 月分まで及び同年 10 月分の給与支払明細書、支給元が事業主名義（姓のみ記載、一部記載が不鮮明な明細書を含む。）の令和 2 年 1 月分、同年 3 月分、同年 5 月分から同年 7 月分までの給与支払明細書、A 社発行の平成 29 年分及び平成 30 年分給与所得の源泉徴収票並びに C 市発行の平成 31 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書等を提出し、自身は A 社において勤務していたのであるから、B 社及び事業主の名義で支給された役付手当は実質的に A 社の給与の一部であり、それらを合算した報酬月額が同社に係る厚生年金保険の標準報酬月額に反映されるべきであるとして訂正請求をしている。

しかしながら、請求期間①のうち、平成 29 年 6 月から平成 30 年 12 月までの期間について、請求者は上記の源泉徴収票を提出しているものの、B 社又は事業主名義の給与支払明細書を保管しておらず、A 社の事業主は、当該期間に係る B 社又は事業主名義の賃金台帳を保管していないため、請求者が主張する役付手当支給及び当該手当からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求期間①のうち、平成 31 年 1 月から令和 2 年 7 月までの期間については、請求者

が提出したB社及び事業主名義の給与支払明細書並びにA社の事業主が提出したB社の賃金台帳において、役付手当からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社の事業主は、平成29年及び平成30年については資料がないため手当支給の有無は不明であるが、平成31年1月以降にB社等の名義で支給した役付手当についてはA社の賃金ではなく、事業主自身が請求者に対して支給したものであり、当該手当から厚生年金保険料は控除していない旨回答及び陳述している。

加えて、請求期間①のうち、平成29年6月、同年7月及び同年12月はA社に係る給与支払明細書等の資料がないため請求者の同社に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額は確認できないが、同年8月から令和2年7月までの期間（平成29年12月を除く。）は、請求者提出の同社に係る給与支払明細書及び同社提出の賃金台帳において、同社に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できるところ、同社における厚生年金保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額に見合う額であり、当該厚生年金保険料控除額に前述の役付手当に相当する厚生年金保険料は含まれていないことが確認できる。

また、C市が提出した請求者の平成30年分から令和2年分の「所得及び課税額（回答）」及び給与支払報告書に記載された社会保険料額から推認される厚生年金保険料額は、A社における厚生年金保険料控除額と一致する。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、本件請求日（令和4年9月1日）においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるところ、請求者は、令和2年8月分及び同年12月分は事業主名義、同年9月分から同年11月分まではB社の役付手当の支給が確認できる給与支払明細書を提出して、これらの役付手当は実質的にA社からの給与であるとして標準報酬月額の訂正請求をしている。

しかしながら、A社の事業主は、令和2年及び令和3年の同社の賃金台帳、令和2年8月分から同年12月分までの役付手当が記載されているB社の賃金台帳及び令和3年1月分の役付手当が記載されている事業主名義の賃金台帳を提出した上で、前述のとおり、当該手当はA社から支給した賃金ではない旨回答している。

また、日本年金機構は、事業主からの聴取結果及び請求者からの提出資料により、B社からの報酬について、A社からの報酬であると客観的に判断できる資料はなく、B社の報酬である旨回答している。

さらに、請求者から提出されたA社に係る給与支払明細書及び同社から提出された同社に係る賃金台帳並びに健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、令和2年8月1日から令和3年9月1日までの標準報酬月額の定時決定の基礎となる期間について、いずれもオンライン記録と同額の標準報酬月額に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支

払われたことが確認できる上、継続した3か月間の平均額に見合う標準報酬月額の等級が2等級以上変動した場合に適用となる随時改定に相当する額の変更がないことが確認できることから、請求期間②について記録の訂正は認められない。